

デジタル統括室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(令和8年6月分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (<u>随意契約理由番号</u>)	WTO
1	令和8年度マイクロソフト社製ソフトウェア等ライセンス取得及び使用料支払業務委託(概算契約)(その2)	情報処理	日本ビジネスシステムズ株式会社	99,126,830円	令和8年6月29日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度マイクロソフト社製ソフトウェア等ライセンス取得及び使用料支払業務委託（概算契約）（その2）

2 契約の相手方

日本ビジネスシステムズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、本市がマイクロソフト社と締結するESA契約（政府機関向けエンタープライズサブスクリプション契約一式）に基づき実施するものである。当該ESA契約に係る再販事業者は、「令和8年度マイクロソフト社製ソフトウェア等ライセンス取得及び使用料支払業務委託（概算契約）」（入札方式：一般競争入札、契約相手方：日本ビジネスシステムズ株式会社、契約金額：2,808,091,532円、契約日：令和8年4月30日）（以下「既契約」という。）の入札により日本ビジネスシステムズ株式会社が選定され、契約期間（令和8年4月から1年間）において同社が再販事業者として固定されていることから、当該期間のライセンスの発注及び提供は同社を通じて行うことに限られる。

本業務により追加で調達するライセンスは、既契約と同一メーカーであるマイクロソフト社から提供を受けるライセンスであり、単年度内に既契約に対して追加調達が必要となる場合は、マイクロソフト社が指定する再販事業者を通じて調達する必要があることから、「同種の特定役務」に該当する。

また、今回の追加ライセンスは既契約ライセンスの機能追加（追加ライセンス）であり、既契約期間中に既契約分の提供と切れ目なく、同一の運用・管理の下で一体として提供を受けるものであり、「既契約特定役務に接続して提供を受ける」ものに該当する。

既契約の便益は、ライセンス調達を既契約と同一の再販事業者の下で一体的に実施し、契約運用（発注、請求及び精算等）を整合的に行うことができる点にある。既契約の相手方（再販事業者）以外から調達した場合、既契約が前提とする「契約期間中は固定された再販事業者を通じてライセンスを調達する」履行体制と齟齬が生じ、既契約の契約運用の継続が担保できなくなる（契約の破綻）おそれがある。また、再販事業者の変更には別途の選定手続等を要し、当該手続に相当の期間を要することから、必要な時期にライセンス提供を受けられず、業務遂行に重大な支障が生じ得る。

以上のことから、他事業者と契約することはできず、競争入札に適しないものであるため、日本ビジネスシステムズ株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）

5 担当部署

デジタル統括室基盤担当基盤グループ（電話番号 06-6543-7122）